

古代・中世地震史料データベース構築において実在が否定ないし疑問視された地震(序報)

石橋 克彦

Historical earthquakes whose existence was denied or doubted during the construction
of the online database of historical earthquake documents (preliminaries)

Katsuhiko ISHIBASHI

●[古代・中世]地震・噴火史料データベース(<http://sakuya.ed.shizuoka.ac.jp/erice/> にβ版あり)の構築・改良中に、既刊地震史料集に掲載の地震で実在が否定ないし疑問視されるものが生じる。その理由にはある程度系統性があり、地震史料の性格を知る参考にもなるので、概観してみる。

●単なる史料誤読によるもの:(以下、類型別に地震史料DBから実例を掲載する)

事象番号:06720000 (天武)1年6月/672年7月(J)/672年7月(G)

【網文】武者史料は「大和国地強ク震フ」としているが、壬申の乱の勃発時に京(近江大津宮)の内て群臣がふるえおののいたという記述を地震と誤認したのだろう。

(B)[大日本史]○大日本雄弁会 S3・10・30発行

《六月、》(弘文天皇元年)(中略)京師大震、

(注高橋:武者史料はこれを地震記事として掲げるが、『日本書紀』天武天皇元年(弘文天皇元年)六月丙戌(二十六日)条には、壬申の乱に関して「是時、近江朝間大皇弟入東國、其群臣悉愕、京内震動」とあり、『大日本史』もその意味で書いている。)

●改元記事にもとづくもの:(この事例は少なくない)

事象番号:13120000 正和1年/1312年(J)/1312年(G) (紙幅の関係で複数の史料を省略)

【網文】新収史料・補遺は『皇年代略記』の改元記事のみを採録して1項を立て、その地震は疑わしいという記号を付している。改元を「去年の事に依る」とする『花園院宸記』、「変異に依り」とする『皇代記』、「天変に依る」とする『一代要記』の記述からみて、天変地震によって改元したという年代記類の記事は誤りであろう。江戸時代後期に編纂された『続史愚抄』も、対応する天変地震を欠くと注している。改元記事を地震と結びつけるには注意を要する好例である。

(A)[花園院宸記]○史料纂集『花園天皇宸記』

《十八日》(應長元年十二月)、乙酉、天晴、(中略)行軒廊御ト、是依日吉社二宮御正躰、去七月十四日申、同十五日丑令動搖事也、陰陽寮ト申云、(中略)神祇官ト申云、(下略)

(注石橋:この記事、ト占の結果や他の変異や過去の事例が極めて長文に及ぶ。次条の「去年事」に当たるかもしれないので掲げる。)

《廿日》(應長二年三月)、《乙》{丙}辰、天晴、今夜改元定也、是依去年事也、(中略)正和治定了、(下略)

(A)[一代要記]○改定史籍集覧一

正和元年壬子、三月二十日、改元、依二天變一也、

(注石橋:『一代要記』は当時の帝の花園天皇を「當帝」と記しているから、同時代史料といえる。改元の事由として「地震」とは書いていないことが重要である。)

(B)[皇年代略記]○群書類従 三輯(三十二卷)

華園院。(中略)／(中略)正和五。(元年壬子三月廿日 | 改元。天變地震。)

(注石橋:正和という年号は5年続き、同元年三月廿日に天変地震によって改元されたという意味である。新収史料・補遺はこの記事のみをやや簡略化して収録した。『皇年代私記』同文。改定史籍集覧本『歴代皇紀』はこの改元を記さない。)

●伊勢公卿勅使に関連するもの:(これも5、6例がある)

事象番号:10951117 嘉保2年10月18日/1095年11月17日(J)/1095年11月23日(G)

【網文】この日は、地震の揺れを感じたわけではなく、天変地震などの災厄を祈る公卿勅使が朝廷から伊勢神宮に発遣されたのである。対応する地震があったかどうか不明。

(A)[伊勢勅使部類記]○神道大系 神宮編三

嘉保二年十月十八日庚辰。

權大納言兼右近大將源雅實。

宜命。(御藥平癒事。| 御愼天変地震。) 大内記藤俊信。

宸筆。權中納言匡房卿。

(注石橋:新収史料一は『京師大地震例』中の「伊勢公卿勅使雜例」から採録し、「対応する地震の月日・詳かならず」と注記している)

●『続史愚抄』がもたらす幻地震、他、があるが省略。